

アンドセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人Homedoorが開設するアンドセンター（以下「事業所」という。）が行う生活支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、生活困窮状態にある利用者に対し、適正な支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者が住まいや仕事を失い生活困窮状態となった場合においても、その利用者の希望に応じて、生活再建に向けた生活を営むことができるように配慮して住まいと仕事の提供や紹介を行うものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な福祉制度やサービスなどが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される制度やサービスなどが特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、関係支援団体との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 アンドセンター
- (2) 所在地 大阪市北区本庄東1-9-14

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 施設スタッフ 4人以上
相談対応ならびに施設の清掃にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日：午前11時から午後6時、土曜/祝日：午後1時から午後6時までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、大阪市を生活の拠点としている人とする。ただし、電話およびメールでの相談対応においてはこの限りではない。

(苦情処理)

第7条 事業所を利用した利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者の事業所利用により事故が発生した場合に、速やかに市町村、関係機関に連絡を行うとともに、

必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第9条 利用者に関する個人情報について当法人が設定するプライバシーポリシー遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 従業員の質的向上および事業所の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修/面談 採用後1か月以内
- (2) 継続研修/事業所会議 年1回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

附 則

この規程は、2018年7月1日から施行する。